

令和7年度「全国労働衛生週間」を10月に実施

令和7年10月1日(水)～7日(火)

※準備期間：令和7年9月1日(月)～30日(火)

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的としています。

期間中は、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、さまざまな取り組みを展開します。

～今年のスローガン～

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

改正労働安全衛生法を受けた新たな取り組み

令和7年5月に改正労働安全衛生法が成立し、これまで努力義務だったストレスチェックが、労働者数50人未満の事業場でも義務化されます。

ストレスチェックは、心の不調を早めに気づくきっかけになります。職場の環境改善にもつながるため、積極的に活用しましょう。

また、高年齢労働者の健康管理や、過労死の防止、病気と仕事の両立支援、化学物質による健康リスクの対策なども引き続き重要です。

今年のスローガンには、「ワーク・ライフ・バランス」と「ストレスチェックの活用」を通じて、誰もが健康に働ける職場を目指す思いが込められています。

「安全」はみんなで作るもの。

一人ひとりが心と体の健康を大切にし、
安全で働きやすい職場づくりを進めましょう。

長野県最低賃金の改定について

長野県最低賃金が10月3日から時間額1,061円に改正されます。

長野県最低賃金

時間額



1,061 円

(改正前 時間額998円)

効力発生日 令和7年10月3日

☆業種・年齢・雇用形態(正社員、パート等)に関わらず、長野県内で働くすべての人に適用される1時間当たりの賃金の最低額です。

長野県労働基準局「アットワーク」全国展開プロジェクト

長野労働局 <https://j-site.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>



長野県最低賃金のお知らせ

長野県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「長野県最低賃金」が、令和7年10月3日から時間額1,061円に改正されます。この機会にご確認ください。

また、中小企業・小規模事業者等に対する賃金の引き上げの環境整備、雇用の維持を図るための支援策を実施しています。ご活用ください。

【お問い合わせ先】

「最低賃金」については、長野労働局労働基準部賃金室 (☎026-223-0555)

または最寄りの労働基準監督署へ

【助成金に関するお問い合わせ先】

業務改善助成金 長野労働局雇用環境・均等室 (☎026-223-0560)

キャリアアップ助成金 長野労働局 職業対策課 (☎026-226-0866)

